

# いえの継承と家族動態 —山間地農村 M むら S 家の事例—

佐藤 利明\*

## Succession of “Ie” and Family Transition in Agricultural Village

Toshiaki SATO\*

*Department of Human Culture, Faculty of Human Studies,  
Ishinomaki Senshu University, Ishinomaki Japan*

### はじめに

本稿で事例とする S 家は、東北の山間地農村 M むらで 6 代続いてきた農家である。6 代目当主は現在 90 歳になる。

M むらの歴史と生活組織については別稿で考察してきた（佐藤：2017、2018）。S 家は M むらの中では比較的古い家ではあるものの、いわゆる家格がそう高いわけではない。しかし、「マケが濃い（＝強い）」とむら内でいわれてきたのは、むら内外に濃密なともいえる姻戚関係を形成してきたからである<sup>(1)</sup>。

S 家では 2 代目から 5 代目まで長女が婿を迎えることでいえが継承されてきた。これをいわゆる「姉家督」と捉えることもできるが、M むらを含むこの地域の相続慣行と判断する根拠は見受けられないので、本稿ではあくまでも S 家における相続の様態の特質としておくことにする<sup>(2)</sup>。

本稿では、いえの継承に家族の動態がどう関連するのか、S 家の具体的な展開から分析することにする<sup>(3)</sup>。

S 家では、3 代目の明治 30 年代に火災に遭っていることと、戦後、5 代目の急逝後に破産し母屋と蔵を解体しているのも、その際に資料がかなり失われたと思われる。従って、資料的には限られるが、聞き取りと現存する戸籍および残された若干の文書・資料、さらに、S 家および S シンルイ、M むら他家の墓碑も参考にすることにしたい<sup>(4)</sup>。

### 1. S 家の継承の概略

S 家がいつ頃成立したのか正確な時期は不明で

ある。しかし、初代の忠五郎が、生家のタナカジマから江戸後期に分家したのが S 家の始まりといわれる<sup>(5)</sup>。

分家創設に関連する資料は存在しないが、忠五郎は絶えた家の跡に分かれたと伝えられてきた。現在も住居の北側に絶家した家の古墓地があり、S 家では M むらの共同墓地の忠五郎から始まる墓所とともにその古墓地も代々管理し祀ってきた。

この古墓地には大小 40 基ほどの墓石があり、判読できる墓碑銘で比較的新しいものは天明や天保の年月となっている。単に丸石を置いたのみの 5、6 基は飢饉で斃れ、戒名も没年も刻印されることなく埋葬されたものであろう<sup>(6)</sup>。

S 家初代の忠五郎は 1904（明治 37）年に数え 81 歳で没しているから、逆算すると 1822（文政 5）年頃の生まれとなる。絶えた屋敷跡に 20 代半ばに分出したとすれば、S 家創設は 1800 年代後半の嘉永年間から安政の初め頃であったかと推定される。とすると、S 家は現在の 6 代目でざっと 160～70 年ほどになる。

S 家の庄屋（＝本家）であるタナカジマは近世には M むらの肝煎りであったと伝えられるが、S 家の社会的位置は不明である。

また、S 家が藩政期に S 姓を名乗っていたかどうかとも確認できない。一般に庶民が姓を名乗るようになったのは明治 3（1870）年 9 月の太政官布告による平民の「在名の解禁」からとされるが、庶民が公には苗字を名乗れなくとも墓石に苗字を刻むことは黙認されていたという（関根：2018、

\*石巻専修大学人間学部人間文化学科

121 - 122 頁)。初代忠五郎が没するのは明治 37 年であるから、明治の戸籍では S 姓であったが、藩政期については資料的には不明である。S 家の古墓地の墓石には苗字も名前も刻されていない。

S 家のいえの継承の大きな特徴は、2 代目から 5 代目にいたるまで長女が婿を迎えてきたことである。しかし、男子が出生しなかったわけではないので、S 家において長女を「家督娘」としてきたことにはそれなりの理由なり事情があったはずであるが、つまびらかにはできない。

さて、1904 年 3 月、初代忠五郎死去につき婿養子の今朝五郎が 2 代目を継ぐ。火災後、家屋敷がいつ頃再建されたのかその手掛になるのが、S 家が長年使用してきた跳ね釣瓶式の井戸の粹石で、「明治 43 年今朝五郎」と刻字されてある<sup>(7)</sup>。しかし、後述のように、別の所に火災後に建てたと思われる家屋があり、家族が分散して居住していたのではないかと考えられる。

1919 (大正 8) 年、今朝五郎が 79 歳で亡くなることで、長女くのに婿である磯治が 3 代目の当主となる。61 歳であった。磯治は精農家であったようで、大正 9 年 3 月、巖美村農会主催の第 2 回重要作物増収競進会で大豆 4 等賞の褒状を授与されている。

1931 (昭和 6) 年に 73 歳で没した磯治に代わって S 家を継ぐのが、磯治・くのに夫婦の長女あさのの婿となっていた徳十郎である。

徳十郎も義父と同様、村農会の作物競進会において、1922 (大正 12) 年の第 5 回では大豆が 4 等賞、翌年の第 6 回と翌々年の第 7 回には米で 4 等賞と、褒章を 3 回授与された。

就任年次も期間も不明であるものの、徳十郎は戦前・戦中、M むらの森林組合長、区長職を勤めており、M むらのリーダーとして地域をまとめる役割も果たしてきた<sup>(8)</sup>。

徳十郎がどのような S 家の経営を行ったか、また、区長として時局にどう対応したのか詳細は不明である。若干残っている資料からは地域のリーダーたる徳十郎の姿がある程度は再描できるが、これについては別稿を用意したい<sup>(9)</sup>。

長女はつみの夫である繁由が徳十郎から S 家を継承するのは、42 歳になった 1946 (昭和 21) 年である。これは徳十郎の隠居によるもので、徳十

郎は繁由に家を譲った 2 年後の 1949 (昭和 24) 年に 68 歳で鬼籍に入る。

5 代繁由は才覚あふれた人と地域では評され、さまざまな事業を手掛けてきた<sup>(10)</sup>。しかし、1960 (昭和 35) 年 6 月、56 歳という年齢で脳梗塞に倒れ、それによって S 家は破産し、32 歳の 6 代目が後を継ぐこととなる。

繁由の残した借財の返済に母屋と蔵を解体して再利用可能な建材として売却し、所有する田畑のかなりと山林すべてを失う。味噌蔵を改造して家族の住居とし、屋敷地周囲の飯米と野菜を確保できる程度の農地が S 家の財産として現在に至る。山林は 1980 年頃にむらの共有地が分割配分され、1 ha ほどの所有に至る。

## 2. S 家の家産

地租改正 (1873 [明治 6] 年) で発行された地券は、初代今朝五郎名義の明治 13 年の 23 通が伝わる。記載された面積を合算すると計 2 町 6 反 9 畝 25 歩 (35,756.6 m<sup>2</sup>) で、地目としては宅地、耕地、草地、山林の他に秣場や柴地とある。当時の S 家では馬を飼養し燃料や肥料用の刈敷なども採取していたと思われる。耕地だけで 140 ha であるから、比較的経営規模を有する農家であった。

地券以後、現在の 6 代目に至るまでの家産の詳細な内実は明らかではないが、大正期の 4 代目、5 代目における所有内訳について推定を加えて整理したのが表 1 である。

4 代徳十郎の代では初代忠五郎に比べて家産が約 2.6 倍に増えている。この間の事情は明らかではないものの、土地関係の動きを示す文書がいくつか存在する。1903 (明治 36) 年、磯治が耕地など 20 a ほどを買い受けた「土地賣渡證」、1916 (大正 5) 年の「小作契約書」(佐藤：2017、注 18)、1917 年に今朝五郎が買い入れた土地家屋についての「受領証」、1937 (昭和 12 年) の徳十郎が原野 1 町歩余りを売却した土地売渡証書などである。

5 代繁由では、戦地から帰還した家族の支援、息子の独立などによって家産の減少が生じたと思われる。そして、繁由急逝による借財返済によって一気に破産し、現在の状況に至っている。

表 1 S 家の土地所有の推移

| 地目 | 初代：明治初期 |                      | 4 代目：大正期 |                      | 5 代目：昭和 21 年 |                      | 6 代目：現在   |                      |
|----|---------|----------------------|----------|----------------------|--------------|----------------------|-----------|----------------------|
|    | 筆数      | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 筆数       | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 筆数           | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 筆数        | 面積 (m <sup>2</sup> ) |
| 宅地 | 1       | 506.0                | 1        | 506.0                | 1            | 506.0                | 1         | 466.3                |
| 耕地 | 13      | 14,741.1             | 16       | 16,021.5             | 17           | 15,642.0             | 8         | 9,663.0              |
| 草地 | 2       | 554.4                | 5        | 14,272.5             | (5)          | (14,272.5)           | 6<br>(原野) | 1,055.0              |
| 秣場 | 2       | 8,804.4              |          |                      |              |                      |           |                      |
| 柴山 | 1       | 792.0                | 5        | 63,261.0             | (5)          | (63,261.0)           | 2         | 2,796.0              |
| 山林 | 4       | 10,358.7             |          |                      |              |                      |           |                      |
| 計  | 23      | 35,756.6             | 27       | 94,061.0             | (28)         | (93,681.5)           | 17        | 16,226.3             |

注 (1) S 家文書より作成。

(2) 5 代目は相続文書を基にした推計。

### 3. いえの継承と家族動態

6 代にわたる S 家の家族については、戦前期の戸籍資料が失われていることもあり、2 代目・3 代目が婿養子として S 家に入ってきた時期や経緯などは不明である。

1904 (明治 37) 年 3 月、初代忠五郎が 80 歳で没する。妻のはるは忠五郎の亡くなった 2 年後の明治 39 (1906) 年 7 月に 76 歳で亡くなっているの、逆算するとはるは天保元 (1830) 年頃の生まれとなる。

はるの生家は M むらからやや離れた KR むらであるが、忠五郎に嫁いだ時期もどのような縁に依るものかも不明である。

忠五郎が亡くなった翌年に生家タナカジマの当主であった兄の忠左エ門が 84 歳で没している。S 家は、シンルイ仲間ではタムカイニシと呼ばれ、S 家の隣家はタムカイヒガシと呼ばれる。この隣家の初代文四郎は忠左エ門兄弟の一番下の弟といわれ、忠五郎に続いてやはり絶えた屋敷に分出した。文四郎は兄二人に先立つ 1901 (明治 34) 年に享年 64 で没している。

忠五郎・はる夫婦には、S 家の後代に見受けられるような幼くして亡くなった子がどれほどいたのか判明しないものの、把握できたところみると 3 男 2 女の 5 人の子どもを育てた (図 1)。

出生順では第 3 子が長男になるのであるが、1846 (天保 17) 年生まれと推定される長女のまんに、1840 (天保 11) 年生まれと推される今朝五郎を婿として迎える。今朝五郎が S 家に入った時期は不明で、仮にまんが 10 代後半であったとす

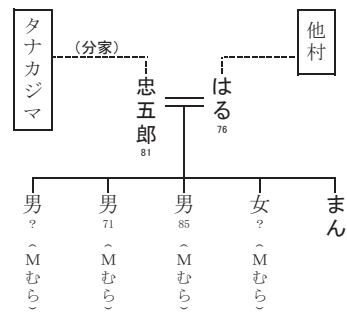


図 1 初代忠五郎の家族

注：数字は没年齢（数え）を示す。？は没年が不明のもの。

ると、1860 年代初め、江戸末期かと思われる。今朝五郎の生家は磐井川をやや下った旧五串村 Y むらである。「鉄砲ぶち」 (= 狩猟者) といわれた今朝五郎は、M むら近辺の山野も跳梁していたのであろうか<sup>(11)</sup>。こうしたことが S 家に婿入りするきっかけであったかもしれない。

今朝五郎が婿入りした頃の S 家の家族は、忠五郎夫婦・まんの妹と弟、今朝五郎夫婦と子の少なくとも 7~8 人かそれ以上で構成されていたと考えられる。

まん以下 4 人の弟妹がどう縁付いたのかというと、第 2 子 (女) は同じ M むらのヤマノカミへ嫁した (没年・享年とも不明)。第 3 子 (男) はアゲバへ養子に入り、1945 (昭和 20) 年に 85 歳で亡くなっている。第 4 子 (男) はマツノシタに養子となり、1943 (昭和 18) 年に 71 歳で没する。第 5 子 (男) もアマラビに婿入りするが、没年・享年ともに不明である。

今朝五郎は2代目として4男4女をもうけている(図2)。1865(慶応元年)年生まれと思われる長女のくににむら内のハタ SS1 家から婿養子を迎える。これが3代目となる1858(安政5)年生まれの磯治であった。

磯治がS家に婿入りした時期は不明だが、くにが10代後半の頃とすると1880年代前半(明治10年代後半)と考えられる。その頃の家族構成は、忠五郎夫婦・その子(2人)、今朝五郎夫婦・その子(5~6人)、磯治夫婦と子の計14~15人ではなかったかと想定される。

さて、今朝五郎・まん夫婦の子どもたちのうち、第2子(女)をやや離れたKRむらへ嫁がせ(没年・享年不明)、第3子(男)を磯治の生家であるハタ SS1 家へ婿入りさせる(1945[昭和20]年没・72歳)。第4子(女)は一関町に近いTむらへ嫁ぎ(没年・享年不明)、第5子(男)は忠五郎の第3子が婿入りしたアゲバに婿養子となるので、叔父・甥の間柄で親子となり、1962(昭和37)年に84歳で没する。第6子(男)は隣のHむらのカジャから婿として迎えられ、1968(昭和43)年、86歳で亡くなっている。第7子(男)は隣接するKむらのアラヤシキへ婿入りする(没年・享年不明)。末の第8子(女)は一関町の東方、北上川辺にあるKZむらへ嫁いでいる(没年・享年不明)。

今朝五郎は1919(大正8)年79歳で没するが、まんは1929(昭和4)年、83歳まで生きた。

3代目磯治とくにには3男4女、計7人の子が生まれるが(図3)、第1子である女子は病のため3歳で没する<sup>(12)</sup>。3番目に出生したのが長男であるものの、第2子のあさの(1885[明治18]年生

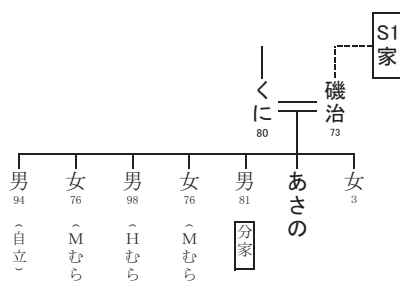


図3 3代磯治の家族

まれ:戸籍上は明治24年3月の出生)がシンルイ仲間のオシモから徳十郎(1981[明治14]年生まれ)を婿に迎えた。1907(明治40)年3月3日「磯治長女あさのト婿養子縁組婚姻届出同日入籍」する。

この当時の家族は、初代忠五郎の妻はる、2代今朝五郎夫婦、3代磯治夫婦・その子(4人)、徳十郎夫婦と子(1~2人)と、四世代もしくは五世代の総勢12~13人と想定される。

第3子である長男はその後S家の分家となり、1969(昭和44)年に81歳で没する。第4子はむら内のハタ SS2 家へ嫁し(1967[昭和42]年没・76歳)、第5子は、Hむらのカジャに入った2代目今朝五郎の第6子が婿養子として迎えているから、ここでも叔父と甥が義理の親子関係となっている。この第5子は98歳という長寿で1993(平成5)年まで生きる。

第6子(女)もむら内のシタヤチ SS 家へ嫁す(1977[昭和52]年没・76歳)。シタヤチは5代繁由の生家で、この第6子は繁由の兄の妻となり、さらにその3女が繁由の後継となる6代目に嫁ぐこととなる。末の三男は長じて他県に出て自立し、2000(平成12)年94歳で亡くなる。

3代磯治が逝去したのは1931(昭和6)年で、享年73であった。妻のくにには1944(昭和19)年に80歳で亡くなっている。

徳十郎・あさのには長女のはつみを筆頭に3女6男の計9人の子が授かっている(図4)。

このうち長女のはつみは、「本籍地ニ於テ出生母あさの届出明治参拾八年三月式拾四日受付入籍」し、その後「徳十郎認知届出明治四拾年参月参日受付 父母婚姻ニ依リ嫡出子タル身分取得私生子認知事項身分登記ニ依リ記載」とあるから、

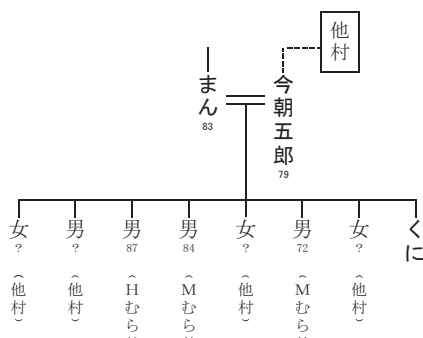


図2 2代今朝五郎の家族

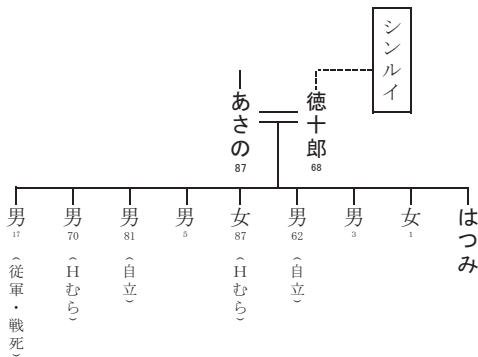


図4 4代徳十郎の家族

はつみは父徳十郎があさのの婿養子として入籍する前に出生していたことになる。同様のケースは、次の5代繁由とはつみ夫婦においても認められる。

徳十郎・あさの夫婦は、第2子(女)、第3子(男)、第6子(男)を幼くして亡くし、さらに第9子は日中戦争下に軍属として赴いていた満州で17歳という若さで1931(昭和6)年に病没している。

第4子は長男として生まれるが、S家を継ぐのは姉の夫・繁由であった。第5子は隣のHむらS家へ嫁ぎ、87歳で1999(平成11)年に没する。第8子(男)は夫を亡くして寡婦となっていたHむらのI家に入夫し、1男1女をもうけ、1992(平成4)年に70歳で亡くなっている。

第7子(男)は1944(昭和19)年2月に町のA家次女と婚姻届を出して入籍している。すでに軍務に服していたことから朝鮮へ妻を同道し、長女は朝鮮の陸軍官舎で1945(昭和20)年5月に出生した。この第7子の結婚については、本人がまだ実家の一員としてあったことから、S家としては「嫁を迎えた」ことになり、家族3人、敗戦の混乱の中無事帰国して一閑に居を構えた後、商売を始めるにあたり繁由が屋敷林の杉を伐採して家を建ててやったという。1999(平成11)年に82歳で亡くなり、妻は2014(平成26)年に92歳で没する。

徳十郎は1949(昭和24)年68歳で没し、妻あさのは1972(昭和47年)に87歳で亡くなる。しかし、あさのは生前、生まれたのは役場に届け出る数年前だったと言っていたことから、実際は90歳近かったのかもしれない、事実、後述のように、分家となった弟の出生年の方が姉より先になると

いう戸籍記載の矛盾がある<sup>(13)</sup>。

5代繁由は、シタヤチSS家で1905(明治38)年に四男として出生した。家を継ぐ兄がS家からあさのの妹を迎えており、繁由はこの義理の姉の姪であつたはつみの婿となる。戸籍の情報に依ればはつみと繁由は同年生まれで、はつみが3月、繁由は6月生まれのとこ同士であった。繁由は昭和3年1月11日「徳十郎長女はつみト婿養子縁組婚姻届出同日入籍」する。

この頃のS家は、2代今朝五郎の妻まん、3代磯治夫婦・その子(1人)、4代徳十郎夫婦・その子(5人?)、繁由・はつみと子(1人)で、計13~14人の家族構成であったと思われる。

繁由・はつみには5男2女が生まれている(図5)。このうち第1子(男子)は2歳でこの世を去り、戸籍には1928(昭和3)年に生まれた第2子が長男と記載されている。繁由がはつみとの婚姻を届け出るのは第2子が生まれる4ヶ月前で、繁由は正式な婚姻届を出す前に既にS家に入っていて、亡くなった第1子も繁由の子であった。

次男(昭和7年生まれ)が1961(昭和36)年に結婚し、1年ほど同居後、町へ出て独立する。昭和10年生まれの長女は1956(昭和31)年、徳十郎・あさのの第8子が婿入りしていたHむらI家に嫁入りする。以下、三男(昭和13年生まれ)、四男(昭和16年生まれ)、次女(昭和19年生まれ)はそれぞれ中学卒業後、就職して生家を出ていく。

第2子(長男)は1960(昭和35)年6月、繁由が享年56で没したことで6代目を継承する。遡る1948(昭和23)年にはシタヤチSS家から嫁を迎えていた。繁由の実兄とはつみの母であるあさのの妹の子であるから繁由の姪にあたり、6代目

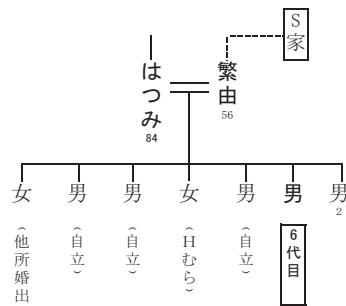


図5 5代繁由の家族

夫婦はいとこ同士であった。

6代目が妻を迎えた頃は、4代徳十郎夫婦、5代繁由夫婦・その子（4人）の10人家族であった。6代目にはその後男子2人が誕生する。

#### 4. S家の姻戚関係

S家の代々の姻戚関係を総括してみると（表2）、婿入りが9例、嫁入り8例となる。これに当主の婿入り4例が加わる。このうち、同じMむら内での婚姻関係が、婿入り5例、嫁入り3例で、S家に婿入りした後継当主の生家と婿入り・嫁入りの先に重複するのが、

- ハタ SS1 家…2代今朝五郎の長男の婿入り—3代磯治の生家
- シタヤチ SS 家…3代磯治の三女の嫁入り—5代繁由の生家—6代目の妻の生家

の2ケース・3事例である。

さらに、近隣地域における婚姻関係で重なるものは、

- H むら・カジヤ…2代今朝五郎の三男の婿入り—3代磯治の二男の養入
- H むら・I 家…4代徳十郎の三男の婿入り—5代繁由の長女の嫁入り

表2 S家の婚姻関係

| 当主     | 婿入先 |             | 嫁入先 |           |
|--------|-----|-------------|-----|-----------|
|        | 続柄  | 相手方         | 続柄  | 相手方       |
| 初代忠五郎  | 長男  | アゲバ         | 二女  | ヤマノカミ     |
|        | 二男  | マツノシタ       |     |           |
|        | 三男  | アマラビ        |     |           |
| 2代今朝五郎 | 長男  | ハタ（SS1家）    | 二女  | KR むら     |
|        | 二男  | アゲバ         | 二女  | T むら      |
|        | 三男  | H むら（カジヤ）   | 四女  | K むら      |
|        | 四男  | K むら（アラヤシキ） |     |           |
| 3代磯治   | 二男  | H むら（カジヤ）   | 二女  | ハタ（SS2家）  |
|        |     |             | 三女  | シタヤチ（SS家） |
| 4代徳十郎  | 三男  | H むら（I家）    | 二女  | H むら      |
| 5代繁由   | —   |             | 長女  | H むら（I家）  |

注：カタカナは屋号もしくは通称。

の2ケースである。

H むら I 家への婿入りは、跡継ぎが1945（昭和20）年6月ルソン島にて27歳で戦死したことで、その妻が徳十郎の実の妹であったことから、自分の息子、すなわち妹の甥にあたる三男を入夫させたのである。さらに後に前夫の長男に繁由の娘が嫁ぎ、叔父と姪とが舅と嫁の関係になっている。

この他には、2代今朝五郎の二女がやや離れたKR むらへ、三女がT むらへ、四男は隣接のK むらへ、四女が遠方のKZ むらへと、それぞれ嫁入り・婿入りしている。

以上のように、かなり込み入ったS家の姻戚関係が代を重ねる中で形成されてきた。

#### 5. いへの相続と分家

##### 5.1 S家の相続の様態

S家の相続について戸籍資料から明らかなのは4代目以後であるが、そこから把握されるS家の相続・継承は、〈婿入り→先代の隠居・死去→相続〉という形態である。

さて、4代徳十郎は1907（明治40）年3月に3代磯治の長女あさのの婿となり、それから13年後の大正9年6月、「戸主〔S姓〕磯治婿養子分家届出」と分家独立する。妻あさののほか出生していた長女はつみ以下4人の子も「父徳十郎分家ニ付共ニ入籍」となる。この時の磯治の住所は、後にあさのの弟が分家する地券に「秣場貳反貳拾四歩」と記された地番で、徳十郎家族の住所は地券で「宅地五畝三歩」とされているS家の現在地である。

この2つの住所が意味するところを推察すると、明治の火災後、家族が暮らすために秣場に家を建て、元の屋敷地には明治40年代前半に家屋を再建し、この2つの家屋敷に三世代、時には四世代の10人を超える大家族が分散居住していたのではなかろうか。

というのも、徳十郎の戸籍記録に1947（昭和22）年2月17日付で徳十郎の「隠居届出」受理の記載があり、先の磯治の別住所と考え合わせると、戸籍記録の失われている3代磯治、さらには2代今朝五郎においても、同様に隠居して代替わりを実現してきたのではないと思われるからである。

1931（昭和6）年に磯治が逝去することで、徳十

郎がS家4代目としていえを継承することになった。50歳の時である。

1946(昭和21)年1月17日「戸主〔S姓〕徳十郎婿養子分家届出」によって5代繁由は戸主となり、妻はつみと長男(6代目)以下5人の子は「繁由分家ニ付キ共ニ除籍」と、徳十郎の戸籍を離れる。徳十郎は「隠居届出」が受理された昭和22年2月17日に「T(=長男)家督相続届出アリタルニ因リ本戸籍ヲ抹消」されることになる。

ここに少々込み入った状況が展開する。当初、はつみの弟Tが後継者として位置づけられていたという事実である。しかし、実際にS家を継ぐことになるのははつみの夫・繁由であった。

この間の事情を説明づける文書が2通存在する。一つは「約定書」であり、もう1通は「贈與證書」である。

1946(昭和21)年1月4日付けの「約定書」では、徳十郎隠居に当たって繁由が徳十郎の長男Tに所有地の一部を譲渡すると共に、町に土地入手し住宅を建造して分与することが約束されている。贈与する土地は計6筆、計7反5畝56歩(約76a)の田畑原野で、ただし、「宅地及住宅ヲ贈與ノ時ハ\*\*\*(地番)田式反壱畝九歩」をTは繁由へ逆に贈与することが約束されている。この契約の立会人にシンルイ、分家、繁由の生家の実兄であるあさのの妹の夫が名を連ねていた。

この約定書と共に、1946(昭和21)年1月8日付けの「贈與證書」では、この継承問題が既に1939(昭和14)年に決着を見ていたことを示す「契約証」が添えられ、分家夫婦立ち合いで「不動産ヲ今般長女ハツミノ夫其許ニ対シ事實上ニ於ケル家系ヲ継継シ祖先ヲ供養家族一同ノ扶養義務ヲ負擔シ圓滿ニ持続スル目的ヲ似テ贈與シ受贈者之ヲ承認シタリ」(傍点筆者)と、繁由を継承者として認め、Tは継承権を放棄している。その見返りに「小生分割貰イ受ケシ意外ハ譲渡可致候」と、分与された一部以外の財産の譲渡を確約している。

では、旧民法において家の継承権を有するとされてきた家督・長男であるTが5代目を継承せず、姉はつみの婿・繁由に継承を「譲った」理由は何か。関係者が全員鬼籍に入っているので明らかにすることは困難であるが、以下のように推察される。

はつみとTは5歳違いなので、はつみが繁由を婿に迎えた15歳の時、Tは10歳であった。その後、Tは1937(昭和12)年に妻を迎え、時期は不明であるが、満州へと出征する<sup>(14)</sup>。

先の「贈與證書」から継承問題が既に1939(昭和14)年に結論をみていたことの背景にはこのTの出征があったとも考えられる。つまり、家督が戦地に赴くことで生じるかもしれない継承途絶のリスクを回避する判断が働いていたのではなかろうか。戦後、Tは無事に復員するが、「贈與證書」に基づいて家の継承権を姉の夫である繁由に譲り、自らは妻と共に家を離れて町に居住することになる。

徳十郎は家族のために働いてきた繁由を継承者とするに当たって、後に混乱を来たさえないよう親類・縁者立会いの下で証文を用意したのではないかと考えられる。

## 5.2 分家創設

S家の分家は、あさののすぐ下の1888(明治21)年生まれの弟を初代とする現在4代目となっているいえである。

この分家初代の結婚年も独立した時期も不明であるが、先の「契約証」に立会人として名を連ねている分家の住所は地券で「秣場」と記された地番である。

あさのが徳十郎と婚姻届を出す1907(明治40)年に弟は19歳頃で、下の弟妹たちとともに磯治・くに夫婦と暮らしており、磯治が徳十郎の婿養子分家の届出を出す1920(大正9)年時点ではまだ分家としては成立してはいなかったと思われる。この時32歳頃であったから、すでに結婚して磯治夫婦および弟たちと同居していたのではなかろうか。あさのの末弟は、生前、この分家が自分の生家であると語っていたという。末弟は1907(明治40)年生まれであるから、当時、まだ13歳であった。

宅地以外の分与財産については不明であるものの、後の分家の所有する田畑から推察すれば、少なくとも宅地を含めて40~50aは分与されたものと想定される。

S家の村内分家は1戸のみであるが、Tの他に徳十郎の第7子、繁由の二男も生家からの援助で

町場に独立しているので、この3家族は村外分家として成立したといえよう。

#### おわりに

長女に婿を迎えるというS家の継承の背景には、多産で子どもの数が多かったこと、比較的長命の家系であったことで家族員数が多い時には10数名で構成され、家族の暮らしや家の経営のためには娘に早く婿を迎えて労働力を確保し、かつ家の後継を確実にする必要があったということが考えられる<sup>(15)</sup>。

また、S家を出自とする嫁入り・婿入りによってMむら内外の他のいえと複雑な姻戚関係を形成し、そのことが「マケが濃い」というS家の性格につながってきた。

このことは生産生活における相互の関係がシスルイ仲間を超えて広く成立していたことを意味し、生活場面で単純化すれば、姻戚関係にある家の冠婚葬祭の際の係わりも濃密となり、それだけ出費もかさみ、時間も割かれることになる。「マケが濃い」というS家に対する地域の言い方にはある種の同情の意味も含まれていたのかもしれない。

S家の家産の形成と変化がこれにどう係わるのかについては明らかではないものの、村内分家・村外分家への援助による財産の変動を経て、5代目の死去による破産によってS家の家産は一気に減少した。

長女に婿を迎えるというS家の相続・継承の形態は、6代目が嫁を迎えることで終焉した。家族規模も縮小して6代目は農外就労をしながら飯米程度の稲作を行ってきた。現在は夫婦二人の高齢核家族世帯としてある<sup>(16)</sup>。

#### 注

(1) 「マキ(=マケ)」について、竹内利美は、本家分家仲間をさすが「『血統』の意味に使われて、血縁関係者をひろくふくみ、姻戚関係にも及」ぶと指摘する(竹内; 1969, 314頁)。

(2) 「姉家督相続」が東北地方では顕著であるとされてきた(竹田; 1970)。竹内利美は、こうした「姉家督(一家督)」は家の家族労働力の強化の必然であるが、明治民法の長男単独相続制によって廃れてきたという(竹

内; 1969, 304頁)。いわゆる「初生子相続」のうち、長女が相続養子を迎える相続形態(山路; 1974)であるが、Mむらを含むこの地域で広く行われてきた慣行かどうかは確認できない。

(3) 本稿は、第63回東北社会学会大会(2016年7月)における報告「家の継承と存続—山間地農村における一農家の事例—」が基になっている。

(4) 古い戸籍簿は一関市との合併以前の厳美村役場が1943(昭和18)年1月の火災によって消失したため保管されていない。

(5) 以下、カタカナ表記は屋号ないし地域での通称を示す。

(6) 関根(2018)によれば、藩政期の墓石に刻まれた年号が必ずしも没年月日を示すわけではなく墓石の建立年である場合もあるという。墓石が回忌法要時に建てられることもあった(同書、62-65頁)。

(7) 子どもの失火によって消失した屋敷の規模は不明であるものの、初代忠五郎から住み続けてきたものであったかと考えられる。なお、「大日本屋根葺巻」と称する茅屋根を葺く際の儀式、祝詞、屋根の型などを示す巻物がS家に伝わる。明治33(1900)年2月に今朝五郎が隣家の文四郎より譲り受け、火災後に再建された曲り家形式の屋敷はこれに則って建てられたと考えられる。この現物は現在、岩手県立博物館に寄託してある。

(8) 徳十郎の地域における役割には、生家④がMむらの草分け③家からの血縁分家であることも関係するかもしれない(佐藤; 2018)。

(9) 当時、殖産銀行や勧業銀行等からの徳十郎宛の借用書類がかなり残っている。これはMむらの農業振興のための資金調達であったと考えられる。また、出征した兵士からの礼状や着任の挨拶状など軍事郵便約30数通のほか、戦死者の村葬案内、大政翼賛会村支部結成式の案内通知なども残っている。

(10) 夏場に限られるが、昭和3年頃から須川温泉で餅屋を開き、戦後、雑貨・食堂を営み酒類販売の許可も温泉で唯一得ていた。鉄等の柄の木工や生家の本家と共同での製材業、いち早く三輪トラックを導入して魚の行商もした。森林組合長を務めつつ木炭製造も手掛け、また、むらの奥の開拓農家の支援も行っていたようである。温泉での商売は繁由の死後に6代目が廃業する。

(11) 拙稿(2017)で考察したように、今朝五郎も戊辰の役の一関藩の秋田佐竹攻めに駆り出されていたと推される。大島(2006)によれば、この秋田戦争には藩士265人のほか、各村々から徴発された百姓が従っていた。

山立獵師 194 人、軍夫 361 人が動員されたという (185 頁)。戦死者 84 名のうち士族身分者は氏名が顕彰されているが、百姓 50 名は記録として残されていない (191 頁)。

(12) 第 2 子であるあさのが戸籍上は長女とされているから、第 1 子は役場へ届けなかったと思われる。しかし、以下では出生順位に組み込んでカウントすることとする。類似の例は 5 代繁由とはつみにも見受けられる。

(13) 藩政期における宗門改帳では、誕生した子の記載は 2 歳を過ぎてからであったといわれる (鬼頭; 2000)。新生児死亡が多かったからといえるが、あさのの出生年のズレも同様の事情によるかもしれない。

(14) 1927 (昭和 2) 年 12 月 31 日付けで、17 歳の T に対し「右者巖美村青年訓練所生トシテ入所セシムル様致サレ度此段及通知候也」と村からの徳十郎宛の通知書が残されている。

(15) S シンルイの他家においても婿養子をとってきた。判明しているだけで先代、先々代でそれぞれ 5 ケースずつ計 10 ケースが見受けられる (佐藤; 2018)。S 家と同様に家族生活を実現しいえの存続を図るという事情のあったことを窺い知ることができよう。

(16) 本稿では S 家の継承と相続に焦点を絞ったので、

S 家の生産・生活の展開や、ある程度資料の残る 4 代目以降のライフストーリーについてはほとんど立ち入ることができなかった。これらについては別稿を用意したい。

## 文献

- ・鬼頭 宏; 2000、『人口から読む日本の歴史』(講談社学術文庫)、講談社
- ・大島晃一; 2006、『シリーズ藩物語 一関藩』、現代書館
- ・佐藤利明; 2017、「むらの歴史－山間地農村 M むらの事例－」(『石巻専修大学研究紀要』第 28 号)
- ・佐藤利明; 2018、「むらの生活組織－山間地農村 M むらの事例－」(『石巻専修大学研究紀要』第 29 号)
- ・関根達人; 2018、『墓石が語る江戸時代－大名・庶民の墓事情－』、吉川弘文館
- ・竹内利美; 1969、『家族慣行と家制度』、恒星社厚生閣
- ・竹田 旦; 1970、『「家」をめぐる民俗研究』、弘文堂
- ・山路勝彦; 1974、「民俗慣行における養親子関係」(青山道夫・竹田旦・有地亨・江守五夫・松原治郎編『講座家族 6 家族・親族・同族』)、弘文堂